



区のおしらせ

No. 237



千代田区長

「血のかよつた区政」に さらに精魂を傾ける

私は、11月22日、区議会で議決されました西神田、三崎町地区の住居表示について、その再提案に至りました経過を発表し、区民各位の御了解を願った次第であります。その際、申し述べましたように、私は、私の区政担当者としての責任の重大さをあらためて痛感するとともに、ここに至るまでのすべての責任は、私が負うべきものと反省いたしました。

法律を正しく執行する機関の長として、その冷厳な法に、血をかよわせる方法として、再提案というかたちをとらざるを得なかつた私は、私の信念に従つて、住民の声を生かしたとはいいうものの違法精神に欠ける風潮のある昨今、一歩あやまれば、法、あるいは議会を軽視する風潮を助長するおそれがあるだけではなく、部下職員をはじめとし、行政を担当する各機関に与える悪影響を考えたとき、私は、私の出所進退について、深く考えました。

為政者の無責任による悪影響を数多く眼のあたりにしている現在、私は私が辞職する事により、その責任の所在をあきらかにすることこそ、私のとるべき道と判断いたしましたの

で、11月29日、議長の手許まで、辞職許可願いを提出した次第であります。

このことが、ひとたび報道されると、その夜のうちに、数多くの区民の方々が私の自宅を訪問され、私の翻意を要望されました。また各方面の人々および団体からは、暖かい御支援の申し入れがあり、かつた住居表示審議会委員からは辞表の提出がありました。30日夜には正・副議長・各派幹事長並びに全議員が私の自宅を訪問され「区長辞職願い撤回を要請する決議文」のお手渡しをいただきました。

もとより、私は私の心身を一個人のものと考えておりません。辞表を提出いたしましたのも、限りある千代田区長としての私を、この際捨てることが、とわに統くであろう法の執行機関としての、千代田区役所の尊嚴を守るゆえんではないかと考へたからであります。従つて、全区民を代表される区議会全会一致の御決議に対し、私は、区の幹部と相談し、一両日中に議長まで、私の態度を表明することを回答いたしました。

12月1日朝、直ちに、部長会を開催し、今後における区行政のあり方に対する危惧、内外に与える影響、また部下職員の士気の動向などにつき、卒直な意見を求めました。その結果この際留任し、区民各位にお約束いたしました「血のかよつた区政」を推進することが、私に与えられた使命であると判断し、これを機会に、更に意をあらたにして、一年有余の残任期間を微力ではありますが、私の精魂を傾け、区政の進展と、区民の福祉増進に奉仕することを、お誓いいたし、区議会の決議を受諾することとした次第であります。

〔なお、三崎町、西神田地区の住居表示再提案の声明文は、五ページに掲載しております。〕

第四回区議会定例会

40年度の一般会計などの決算認定

永田町、内幸町、霞が関地区が新町名に

第四回区議会定例会は、11月22日から12月2日まで開かれました。

この定例会で決まった主なものは次のことです。

△町の区域および名称の変更について

三崎町、西神田地区と北の丸公園

永田町、霞ヶ関、内幸町地区が、別図のとおり、42年4月1日から

新しい町名になります。

また、現在の神田八名川町、元久右工門町などは、別図のとおり1

月1日から東神田三丁目になります。

△町の名称の設定について
今まで皇居と呼ばれていたところが、42年4月1日から町名が千代田となります。

△40年度の一般会計と国保事業会計の決算の認定について

〔一般会計〕
歳入 三十五億九千五百六十七万
歳出 九千百六十五円

41. 12. 8

委員長会

11月22日本会議終了後 議長室

11月24日本午前10時 第一議員控室 指定

全員協議会
11月22日本午前11時 第一議員控室
11月30日本午前10時30分 第一議員控室

11月25日本午前10時 第一議員控室
11月29日本午前10時 第一議員控室

11月22日本午前11時 第一議員控室
12月2日本午前11時 第一議員控室
12月2日本午前10時 第一議員控室
11月30日本午前10時30分 第一議員控室

11月28日本午前10時 第一議員控室
11月29日本午前10時 第一議員控室
11月29日本午前10時 第一議員控室

庁舎拡充特別委員会

12月1日本午前10時 公会堂建設現場を視察した

総務委員会

12月1日本午後1時 第一議員控室
12月2日本午前10時 第一議員控室

12月1日本午前10時 公会堂建設現

区民厚生委員会

12月2日本午前10時 第一議員控室
12月2日本午前10時 第一會議室

第三回区議会定例会に出された、西神田小学校隣接地に、ガソリンスタンドが建設されることについての反対請願は、閉会後もひき続き審議されていましたが、22日に開かれた第四回区議会定例会で「学校周辺におけるガソリンスタンド建設許可制限措置に関する意見書」が、議員提出議案として提出され、満場一致で議決されました。

ガソリンスタンド建設に関する意見書を採決

差額 四百七十四万四千三百四十円
一般会計、国民健康保険事業会計の残額は41年度に繰越

区議会の活動状況

11月22日本午前10時 第一議員控室
11月26日本午前10時 第一議員控室

11月30日本午前10時 第一議員控室
12月2日本午前10時 第一議員控室
12月2日本午後2時 第一議員控室

第一回区議会定例会で「学校周辺におけるガソリンスタンド建設許可制限措置に関する意見書」が、議員提出議案として提出され、満場一致で議決されました。

文教委員会

11月26日本午前10時 五階第一會議室
11月22日本午前10時30分 第一議員控室

この意見書は、ガソリンスタンド建設の許可を制限する法的措置を求めるもので、区議会では、さっそく11月25日、蓮見区議会議長名をもつて、政府ならびに都知事、都議会議長あて提出しました。

第四回区議会定例会
11月22日本午後1時30分 議事堂
11月30日本午後4時30分 議事堂
12月2日本午後1時 議事堂

建設委員会

11月22日本午前10時30分 第一議員控室
11月30日本午後1時 第一議員控室
12月2日本午後2時 第一會議室

この意見書は、ガソリンスタンド建設の許可を制限する法的措置を求めるもので、区議会では、さっそく11月25日、蓮見区議会議長名をもつて、政府ならびに都知事、都議会議長あて提出しました。

運営委員会

11月19日本午前10時 議長室
11月22日本午前11時30分 議長室
11月29日本午後2時 議長室
11月30日本午前10時 議長室
12月2日本午後12時30分 議長室

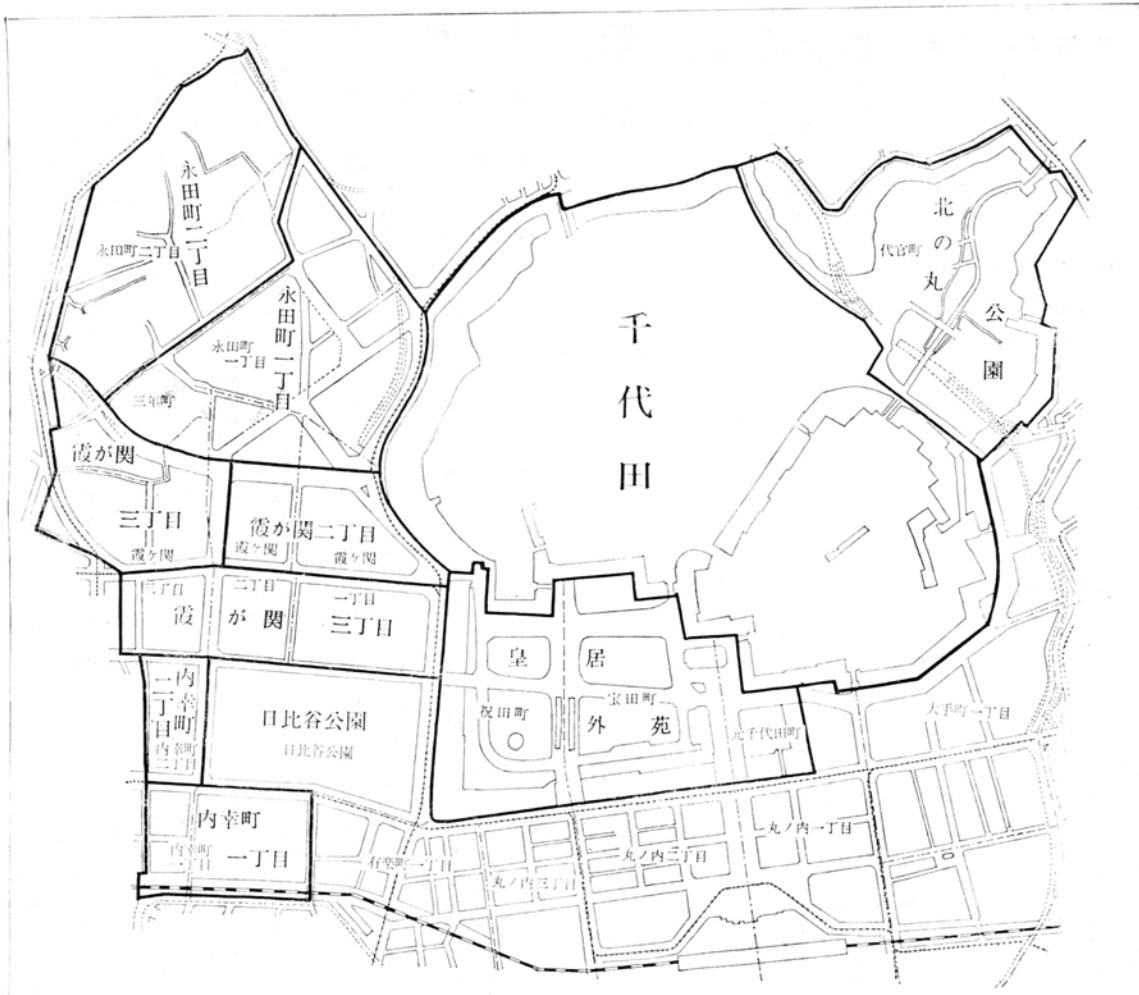
この意見書は、ガソリンスタンド建設の許可を制限する法的措置を求めるもので、区議会では、さっそく11月25日、蓮見区議会議長名をもつて、政府ならびに都知事、都議会議長あて提出しました。

決算特別委員会

11月22日本午後1時 第一議員控室

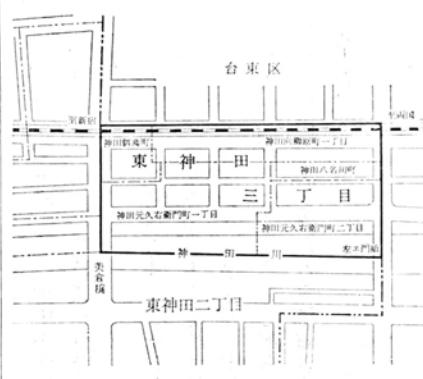
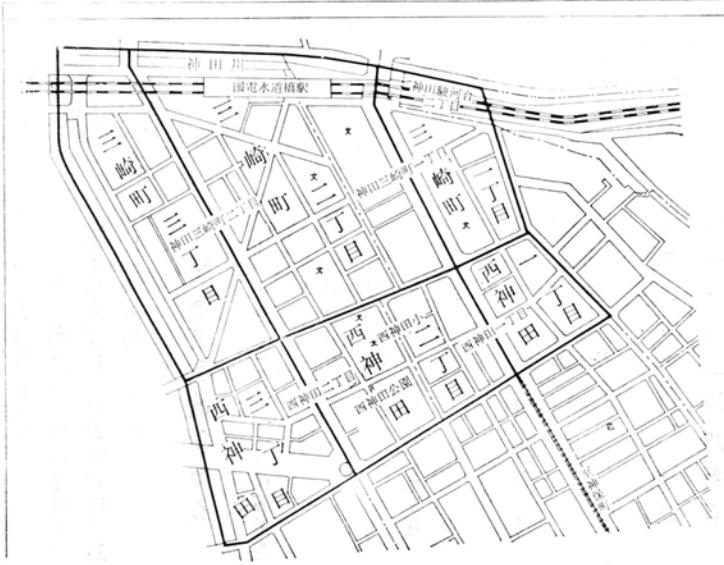
新町名の町割り略図

千代田 北の丸 永田町 霞ヶ関 内幸町地区



(左) 三崎町西神田地区

(下) 東神田三丁目



新町丁名	旧町丁名
三崎町一丁目	神田三崎町一丁目(一部) 神田駿河台二丁目(一部)
" 二丁目	神田三崎町一丁目(一部) 神田三崎町二丁目(一部)
" 三丁目	神田三崎町二丁目(一部)
西神田一丁目	西神田一丁目(一部)
" 二丁目	西神田一丁目(一部) 西神田二丁目(一部)
" 三丁目	西神田二丁目(一部)
東神田三丁目	神田八名川町(全部) 神田元久右衛門町一丁目(全部) 神田元久右衛門町二丁目(全部) 神田鶴鳥町(全部) 神田向柳原町一丁目(全部)

新町丁名	旧町丁名
千代田	皇居
皇居外苑	祝田町(全部) 宝田町(全部) 元千代田町(全部)
北の丸公園	代官町(全部)
永田町一丁目	永田町一丁目(大部) 三年町(一部) 霞ヶ関一丁目、二丁目、三丁目(一部)
永田町二丁目	永田町一丁目(一部) 永田町二丁目(大部)
霞ヶ関一丁目	霞ヶ関一丁目(一部) 霞ヶ関二丁目(一部) 霞ヶ関三丁目(一部)
霞ヶ関二丁目	霞ヶ関一丁目(一部) 霞ヶ関二丁目(一部) 霞ヶ関三丁目(一部)
霞ヶ関三丁目	霞ヶ関三丁目(一部) 三年町(一部) 永田町二丁目(一部)
内幸町一丁目	内幸町一丁目(全部) 内幸町二丁目(一部)
内幸町二丁目	内幸町二丁目(一部)
日比谷公園	日比谷公園

人事異動

12月1日付で、次のとおり人事異動がありました。

厚生部長 片岡 新(区議会事務局長)

区議会事務局長 近藤 伸(総務部総務課総務係長)

区教委学務課長 松島博忠(都総務局人事部職員課主査)

企画室主査 吉田幾郎(総務部総務課総務係)

総務部総務課総務係長 中島 清(総務部財務課予算係長)

総務部財務課予算係長 岩田謙一(区民部住居表示課計画係長)

総務部財務課住民登録係長 小島利彦(総務部財務課予算係長)

(区民部戸籍課住民登録係長) 総務部財務課管財係長 加和二一郎

番町出張所庶務兼区民係長 石垣千左夫(厚生部厚生課管理係)

区民部戸籍課住民登録係長 大藤昭(番町出張所庶務兼区民係長)

次(建設部管理課管理係) 福祉事務所庶務係長 飯塚昭夫(企画室主査)

建設部管理課管理係長 福祉事務所庶務係長 内山樹男(企画室主査)

監査委員事務局主査 石浜日出雄(監査委員事務局主査)

総務部財務課管財係長)

なお、前厚生部長 井野口俊雄と、前区教委学務課長 野賀暉宣は、11月30日付で退職しました。

人権擁護委員変わる

このほど、次のとおり、人権擁護委員が変わりました。

(新) 原田恒男氏

神田淡路町二の二
電(255)二五二五

中山 寛氏
神田錦町三の二十
電(29)四六〇三

(旧) 中村正男氏
村越圭一氏

見事な作品がいっぱい
秋の成人学校終わる

11月29日午後6時から、神田小学校で、秋の成人学校の閉校式が行なわれました。式が行なわれた会場には、二百七十名の修了者たちの成果をしめす絵画や、七宝焼、ベン習字などの実り豊かな作品がところせましと飾られました。

詩吟、民謡、話し方なども披露され

さる9月定例区議会に神田・三崎町および西神田の地域をもって、「西神田」と提案いたしました住居表示案は、区議会において一名を除く絶対多数の御賛成を得ました。この議決を得ますまでは、二年余にわたり、地元の多くのひとびとが、町を愛し、過去の歴史を尊びつつ、法に基づき将来の町のあり方を考えながら、熱心な御討議が重ねられてまいりました。

このときにあたり、私は、法律を正しく執行する機関の長として、法律を守り、なおかつ、住民の声を生かす民主主義にのっとった方法について深く思い悩み区議会を始めとし、関係各方面とも慎重に協議いたしました。

このことは、既に、反対の声の高まった時点においては、もはや、その声を生かすすべがないと考えられたからであります。

西神田・三崎町の住居表示について

すでにおしらせしましたように、9月の第三回区議会定例会で、西神田三崎町地区の住居表示が決まりました。ところが、その後地元のかたがたの三崎町名存続運動により、10月22日、第四回区議会定例会に、再び同地区の住居表示案が提出され、議決されました。

この間の経過については、区長から出された二つの声明文の中でも、くわしく説明されていますので、一ページの声明文とこのページの声明文を関連させて、ご覧になつてください。

質的に変更するものであるため、住民の意思の代表である区議会が納得の上、全会一致、即ち、全区民の要望なりとして、要請されることを要件といたしました。

声を生かし、区、区議会、区民の融和をはかることを念願とする私にとって、残されたただ一つの解決の道、再提案に踏切る決意を新たにいたしました。

も、住民多数の声という事実のあることを考えたとき、私は、その声をとりあげ、これを生かすことに全力を注ぎました。

なお今後の住居表示のあり方は、「きましては、事前に住民の声を充分にお聞きし、慎重を期して推進いたす所存でありますが、今後とも明るい血のかよつた区政に関心を持つていてただくことを熱望いたし、あわせて御理解と、御協力を切に望むものであります。

ここに、このたびの西神田・三崎町地区の住居表示問題について、その経過を発表するとともに、区民各位の御了解をお願いする次第であります。

安に対する道義的責任の全部は、私が負うべきものと深く反省しております。

しかし、西神田・三崎町地区の住居表示に関して、試案提示後、議会提案までの二年有余の間、この地区的反対の声が住民より一度も私に聞かされなかつたこと、および住民感情に反した結果を招いたことは、「血のかよつた区政」を公約し、努力している私としては、痛恨の極みであります。



いっせい

ねずみとりにご協力を

一年のうちで、11月から3月までは、ねずみの繁殖がもつとも少ない時期です。

この時期に、ねずみをとり、ふえるのを防ぎましょう。区では、ちかく一般世帯を対象に、町会を通じねずみとりの薬をくばります。ねずみとりの薬を配置するのは、12月8日から14日までです。区民のみなさんのご協力をお願いします。

なお、ねずみとりの相談や、とり方の指導は、区民部区民課保健衛生係で行ないます。

12月10日は「人権デー」

12月10日は「人権デー」です。私たち人が幸福な生活を送るの

に必要な人間としての権利人権を侵害されたとき黙って我慢するといふことは、人権を侵す人の行為を認めることになるばかりでなく、自己の人間としての権利を自分からしてしまうことになります。

自分の人権は、まず自分で守らねばなりません。泣き寝入りなどしないで、人権が侵害されたときは人権擁護委員に相談しましょう。

年末、年始の

区民相談

年末年始の区民相談の日どりは、つきのとおりです。

▽行政相談 18・25日
▽人権相談 12月13日・1月10日
▽商工相談 22日
1月5・12・17・19・26日

▽電気相談 12月19日・1月16日
▽窓口相談 12月28日から、1月4日まで休みます。

月31日まで
路面上修理工事
神田駿河台二丁目三番地から九番地まで、約七百基
工期は、12月15日から、42年3月10日まで

▽水銀灯 三〇〇W
▽内神田一、二丁目地内
▽水銀灯 二〇〇W 三十一基
▽竹平町一番地から、大手町一丁目二番地まで

▽水銀灯 三〇〇W 十四基
▽水銀灯 四〇〇W 十基

仙石荘休館のおしらせ
千代田区仙石荘は、年末、年始にあたり、つぎのように休館します。

12月の仙石荘の利用状況 (12月5日現在)		〔1月〕	
月日 (曜日)	利用できる人	月日 (曜日)	利用できる人
12月11(日)	61	20(火)	61
12(月)	61	21(水)	49
13(火)	61	22(木)	49
14(水)	休館	23(金)	49
15(木)	56	24(土)	0
16(金)	56	25日から1月 4日まで	
17(土)	0	休館	
18(日)	61	19(月)	
19(月)	61		

区民ひろば

名の変更について

戸籍上の名を変更したいのですが、手続きその他についてお知らせください。

名の変更は居住地の家庭裁判所に戸籍謄本をそえて、名変更の許可の審判を申し立て、その許可を得てから、役所の戸籍課に変更届を出せばよいのです。しかし、むやみに名の変更を許しては、社会生活上他人が迷惑しますから、改名には「正当な理由」が必要とされています。最終的には、家庭裁判所がその判断をするわけですが、「正当な理由」とは、どのようなものかを、つぎにあげてみましょう。

改名には、「正当な理由」が必要とされています。最終於的には、家庭裁判所がその判断をするわけですが、「正当な理由」とは、どのようなものかを、つぎにあげてみましょう。

改名には、「正当な理由」が必要とされています。最終於的には、家庭裁判所がその判断をするわけですが、「正当な理由」とは、どのようなものかを、つぎにあげてみましょう。